

ソーシャルメディア利用管理規程

社会福祉法人豊笑会

特別養護老人ホーム

ライフコートさかえ

ソーシャルメディア利用管理規程

第1条 (目 的)

この規程は、社会福祉法人豊笑会 特別養護老人ホーム ライフコートさかえ（以下「ライフコートさかえ」という）の施設職員（以下「職員」という）が、ソーシャルメディア等を利用するに当たり、それを適切に利用し、その有効性を十分に活用できるようにするとともに、法人、施設、利用者、職員、取引先、一般ユーザー、利害関係者の利益や権利を害しないために、必要な事項を定めたものである。

第2条 (適 用)

この規程で定めるソーシャルメディアとは、ブログ、twitter、facebook、電子掲示板、ホームページ、YouTube、Instagramなどに代表されるインターネットを利用してユーザーが情報を発信し、あるいは相互に情報をやりとりする伝達手段をさす。

第3条 (情報管理責任者)

施設長（以下「情報管理責任者」という。）は、ソーシャルメディアの運用に関する総合的な管理を行う。

2 情報管理責任者は、ソーシャルメディアの運用担当者を指名する。

第4条 (適用範囲)

本規程は、全ての職員としての身分を有する者（監督管理者、常勤職員、非常勤職員、嘱託職員、パートタイム、アルバイト）に適用する。

第5条 (基本原則)

職員は、ソーシャルメディアを利用して情報発信を行う際、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ①職員がソーシャルメディアを利用して情報を発信する場合、職員としての自覚と責任を持った発信を行うこと。
- ②法令および就業規則に定める服務、情報管理規程等を遵守すること。
- ③基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権等に関して十分留意すること。
- ④取扱う情報は信頼性を確保し、正確に記述するとともに、その内容について誤解を招かぬよう留意すること。

⑤意図せずして自らが発信した情報により他者を傷つけたり誤解を生じさせた場合、速やかに上長および情報管理責任者に報告すること。そして、誠実に対応するとともに、正しく理解されるよう努めること。

第6条（禁止事項）

職員は、ソーシャルメディアを利用して情報発信を行う際、次の各号に掲げる情報を発信してはならない。

- ①誹謗中傷や不敬な言い方を含む情報
- ②人種、思想、信条、職業、住居等の差別、または差別を助長させる情報
- ③職員の個人的な状況や意見等の情報（職務上必要な場合を除く）
- ④違法行為または違法行為をあおる情報
- ⑤単なる噂(信頼性の確保できない情報)や噂を助長させる情報
- ⑥職務上知り得た秘密や個人情報を含む情報
- ⑦利用者および第三者の権利を侵害する情報
- ⑧わいせつな内容を含むホームページへのリンク
- ⑨営利を目的とする情報
- ⑩その他公序良俗に反する一切の情報

第7条（免責事項）

投稿する情報については、細心の注意を払うこととするが、やむを得ない理由で事実と異なる結果になる場合が生じるため、ライフコートさかえは投稿の正確性については保障しない。また、運用にあたって発生したトラブル等については、ライフコートさかえ及び職員は一切の責任を負わない。

第8条（懲戒）

第5条に掲げる基本原則を著しく逸脱した行為、第6条に掲げる禁止事項に該当する事実が認められた場合は、就業規則第46条に基づき懲戒処分を行う。

付 則

この規則は2019年4月1日から施行する。